

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

関市長

公表日

平成29年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>当該事務は国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他の法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、国民年金法及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)、国民年金市町村事務処理基準等の規定に従い、次の事務に利用している</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格取得の届出②任意加入被保険者の資格取得の申出③資格喪失の届出④死亡の届出等⑤任意脱退の届出⑥資格喪失の申出⑦氏名変更の届出や報告⑧住所変更の届出や報告⑨手帳再交付の申請⑩日本国内に住所を有しない被保険者の届出等⑪裁定請求書等の受理⑫受給権者現況届、所得状況届等の受付⑬付加保険料納付の申出⑭付加保険料納付の辞退申出⑮国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当の届出⑯付加保険料納付該当の届出⑰付加納付納付非該当の届出⑱中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出⑲保険料免除に関する届出⑳保険料免除に該当する期間に係る保険料の納付申出㉑保険料免除及び若年者納付猶予の申請㉒保険料学生納付特例の申請㉓保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請㉔学生納付特例不該当及び学生納付特例取消申請の届出
③システムの名称	国民年金システム 福祉年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金システムファイル	福祉年金システムファイル
--------------	--------------

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣政令/総務省令第5号)第24条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部国保年金課
②所属長	課長 中島 好子

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	関市市民環境部国保年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

関市市民環境部国保年金課
〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地
0575-22-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

